

福生市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正がされ、市町村は学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の設備及び運営について、厚生労働省令の基準に基づいて条例で基準を定めることとなったため、条例を制定します。

項 目		主な基準の内容
従 う べ き 基 準	従事する者 （職員） （第 10 条 3 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士有資格者 ・ 社会福祉士有資格者 ・ 高卒の者であって 2 年以上児童福祉事業に従事したもの ・ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校） ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修め卒業した者等
	配置基準 （第 10 条 2 項）	指導員は 2 人以上配置することとし、うち 1 人以上は有資格者
参 酌 す べ き 基 準	施設・設備 （第 9 条）	専用室・専用スペースとし、面積は児童 1 人につきおおむね 1.65 m ² 以上とする。
	開所時間・ 開所日数 （第 18 条）	【開所時間】 平日 授業の終了時から午後 6 時まで 休日 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで ※延長育成については別の条例（福生市学童クラブ条例）に規定 【開所日数】 年間 250 日以上
	児童の集団 の規模（支援の単位） （第 10 条 4 項）	おおむね 40 人以下
	その他	最低基準の目的・向上（第 2 条・3 条）、非常災害対策（第 6 条）、職員の知識及び技能の向上（第 8 条）、利用者の平等な取扱い（第 11 条）、虐待等の禁止（第 12 条）、衛生管理（第 13 条）、運営規程（第 14 条）、帳簿の整備（第 15 条）、秘密保持（第 16 条）、苦情対応（第 17 条）、保護者・小学校等との連携（第 19 条・20 条）、事故発生時の対応（第 21 条）

福生市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める

条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、学童クラブ（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、市長の監督に属する学童クラブを利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する学童クラブを行う者（以下「学童クラブ事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と学童クラブ事業者)

第4条 学童クラブ事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている学童クラブ事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(学童クラブの一般原則)

第5条 学童クラブにおける支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 学童クラブ事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 学童クラブ事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し、当該学童クラブ事業者が行う学童クラブの運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 学童クラブ事業者は、自らその運営の内容の評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 学童クラブを行う場所（以下「学童クラブ事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(学童クラブ事業者と非常災害対策)

第6条 学童クラブ事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(学童クラブ事業者の職員の一般的要件)

第7条 学童クラブにおいて利用者の支援に従事する職員は、健全な

心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(学童クラブ事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 学童クラブ事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 学童クラブ事業者は、職員に対し、その資質^{さん}の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 学童クラブ事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、学童クラブ事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該学童クラブの用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 学童クラブ事業者は、学童クラブ事業所ごとに、第3項に規定する学童クラブ支援員を置かなければならない。

2 学童クラブ支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。た

だし、その 1 人を除き、補助員（学童クラブ支援員が行う支援について学童クラブ支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 学童クラブ支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認め

られた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上学童クラブに類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、学童クラブにおける支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを行い、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 学童クラブ支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の学童クラブ事業所であって、学童クラブ支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 学童クラブ事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 学童クラブ事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 13 条 学童クラブ事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 学童クラブ事業者は、学童クラブ事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 学童クラブ事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第 14 条 学童クラブ事業者は、学童クラブ事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 開所している日及び時間

(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の実業の実施地域

(7) 事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

(学童クラブ事業所に備える帳簿)

第 15 条 学童クラブ事業所には、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 16 条 学童クラブ事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 学童クラブ事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 17 条 学童クラブ事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

2 学童クラブ事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 学童クラブ事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第 18 条 学童クラブ事業所を開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間のおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(1) 小学校の授業の休業日に行う学童クラブ 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う学童クラブ 授業の終了時から午後 6 時まで

2 学童クラブ事業者は、福生市学童クラブ条例（平成10年条例第34号）第6条に規定する休業日以外の日において、1年につき250日以上学童クラブ事業所を開所するものとする。

（保護者との連絡）

第19条 学童クラブ事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 学童クラブ事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 学童クラブ事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 学童クラブ事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第

67号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したものの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に存する学童クラブ事業所(当該事業所のうち施行日において第9条第2項に定める面積に満たないものに限る。)における同項の規定の適用については、当分の間、同項中「1.65平方メートル」とあるのは「この条例の施行の日の前日において学童クラブ事業所ごとに定められている一の支援の単位を構成する児童の数により算出した児童1人当たりの専用区画の面積」とする。
- 4 この条例の施行の際、現に存する学童クラブ事業所(当該事業所のうち施行日において第10条第4項に定める児童の数を超えるものに限る。)における同項の規定の適用については、当分の間、同項中「40人」とあるのは「この条例の施行の日の前日において学童クラブ事業所ごとに定められている一の支援の単位を構成する児童の数」とする。